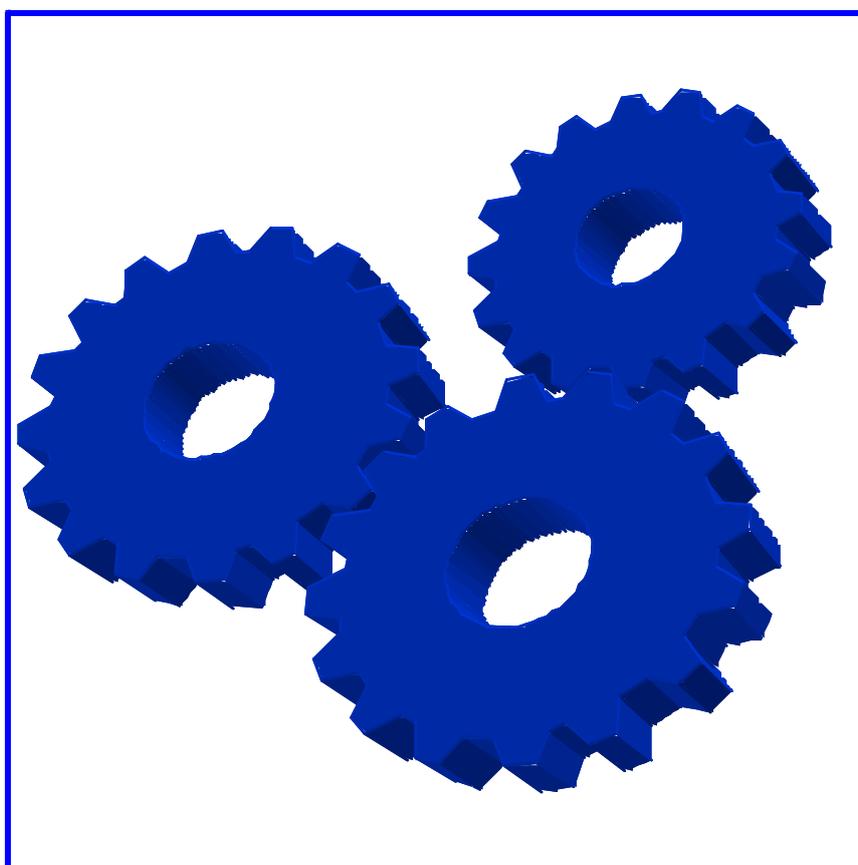


資 料 編



1 学校教育法等の一部改正に関する概要

1 学校教育法の一部改正

(1) 特別支援学校制度の創設

盲学校，聾学校，養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化する。
(学校教育法第1条)

これまで障害の種類により，盲・聾・養護学校に分けられていましたが，すべて特別支援学校となります。なお，校名については，引き続き鹿児島盲学校，鹿児島聾学校，武岡台養護学校など従来どおりとなっています（平成19年3月現在）。

特別支援学校においては，障害者に対する教育のうち当該学校が行うものを明示するものとする。（同法第71条の2）

特別支援学校の制度になると，盲・聾・養護学校の区別はなくなりますが，「特別支援学校」だけでは，個々の学校がどの障害種別を扱う学校かが明らかでなくなるため，障害のある児童生徒等の就学を円滑にする必要性から，学校教育法施行規則により，学則その他設置者の定める規則において明らかにすることとなっています。

特別支援学校においては，在籍する児童生徒等に対する教育を行うほか，障害により，教育上特別の支援を必要とする小中学校等の児童生徒等の教育に関し，必要な助言又は援助を行うよう努めることとする。（同法第71条の3）

特別支援学校が行う助言又は援助に関しては，幼稚園，小学校，中学校，高等学校等の要請に応じて助言又は援助を行うよう努めるものとするという規定がされています。なお，これらの機関だけではなく，保育所をはじめとする保育施設に対しても行うこととなっています

(2) 小中学校等における特別支援教育の推進

小中学校等に置くことができる「特殊学級」を「特別支援学級」に改めるとともに，小中学校等においては，教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととする。（同法第75条）

小・中学校，高等学校及び幼稚園は，教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対して，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととしました。これにより，通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒への支援に対する法的根拠が明確になりました。

また，これまでの「特殊学級」は，「特別支援学級」に名称変更されますが，対象となる障害の種類と程度については従来どおりです。

なお，学校教育法等には規定されていませんが，「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」では，特別支援学級における交流及び共同学習の促進と担当教員の活用を進めることが述べられています。

2 教育職員免許法の一部改正

盲学校，聾学校，養護学校ごとの教員の免許状を，特別支援学校の教員の免許状とする。（教育職員免許法第2条）

これまでの学校ごとの教員免許状は特別支援学校の教員免許状となり，盲・聾・養護学校の免許状を既を取得している者は，特別支援学校の教員免許状を取得しているとみなされます。

特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては，当該免許状の授与を受けようとする者の特別支援教育に関する科目の修得の状況等に応じて，一又は二以上の特別支援教育領域を定めて授与するものとする。（同法第4条の2）

学校教育法71条に規定する視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者に関するいずれかの教育の領域を「特別支援教育領域」と称し，特別支援学校の教員の免許状を授与する場合には，一又は二以上の特別支援教育領域を定めて授与するとしています。

特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が，当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域に関する科目を修得等した場合には，当該免許状に新教育領域を追加して定めるものとする。（同法5条の2）

すでに免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域に関する科目を修得した場合等には，新たに特別支援教育領域を追加できます。

3 その他関係法律の一部改正

盲学校，聾学校及び養護学校を特別支援学校に一本化すること等に伴い，関係法律について所要の規定の整備を行う。

以下のように用語の整理が行われます。

盲学校，聾学校及び（又は）養護学校 特別支援学校
特殊学級 特別支援学級
盲者 視覚障害者，聾者 聴覚障害者
心身の故障 障害

4 施行期日

平成19年4月1日

2 学校教育法施行規則の一部を改正する省令について

平成18年4月に学校教育法施行規則の一部が改正され、通級による指導の対象者について改正がありました。

1 改正の趣旨

小・中学校の通常の学級においては、LD・ADHD・高機能自閉症等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6%の割合で在籍している可能性が示されています。このため、小・中学校等の通常の学級に在籍しているLD・ADHDの児童生徒を通級による指導の対象とすること等により、障害のある児童生徒に対する教育の充実を図ることとしました。なお、高機能自閉症等については、従来から通級による指導の対象とされてきました。

「通級による指導」とは、小・中学校等の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対し、その障害の程度に応じ、週に1～8回行われる特別の指導をいいます。

2 改正の概要

学校教育法施行規則第71条の21においては、通級による指導の対象とする者について、下記左図のように第1号から第5号まで列記されてきました。今回の改正では、LD及びADHDもそれぞれ各号に位置付けられました。

また、従来は「情緒障害者」では「自閉症と選択性かん黙等の者」を対象としてきましたが、これらは、障害の原因や指導法が異なることから、「情緒障害者」の分類を整理し、「自閉症等」の者が独立の号として規定されました。

改正前	改正後
第1号 言語障害者	第1号 言語障害者
第2号 情緒障害者	第2号 自閉症者
第3号 弱視者	第3号 情緒障害者
第4号 難聴者	第4号 弱視者
	第5号 難聴者
	第6号 学習障害者
	第7号 注意欠陥多動性障害者
第5号 その他心身に故障のある者 で、本項の規定により特別の教育 課程による教育を行うことが適当 なもの	第8号 その他心身に故障のある者 で、本項の規定により特別の教育 課程による教育を行うことが適当 なもの

法律用語ではLD、ADHDではなく、学習障害、注意欠陥多動性障害と表記されています。

3 通級による指導の一部改正等について

平成18年4月に学校教育法施行規則の一部が改正され、新たにLDとADHDが通級による指導の対象となるとともに、「特別の教育課程について定める件」の一部が改正され、新たに授業時数の標準が示されることになりました。

1 改正の趣旨

学校教育法施行規則第73条の21に基づく「通級による指導」について、指導時間数の弾力化を図るとともに、平成18年度から新たに対象となるLD・ADHDの児童生徒に対する指導時間数を定めたものです。

2 改正の概要

従来は、「自立活動」に係る指導を年間35～105単位時間（週1～3単位時間）、さらに「教科指導の補充」に係る指導を実施する場合には、「自立活動」に係る指導時間と併せて年間280単位時間（週8単位時間程度）まで行うことができるとされていました。

今回の改正内容は以下のとおりです。

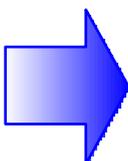
(1) 指導時間枠の弾力化

児童生徒の障害に応じたより適切な教育を実施する観点から、「自立活動」及び「教科指導」を併せた指導時間数の標準のみを規定しました。

(2) LD・ADHDの児童生徒に対する指導時間数の標準の設定

LD及びADHDの児童生徒については、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合もあることから、指導時間数の標準を年間10時間からとし、上限については280単位時間となっています。

改正前		改正後	
指導内容	標準年間指導時数	指導内容	標準年間指導時数
自立活動	年間35～105単位時間 (週1～3単位時間程度)	自立活動 及び 教科指導の 補充	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度)
教科指導の 補充	自立活動と併せておおむね合計280単位時間 以内 (週8単位時間程度)		LD・ADHDの場合 年間10～280単位時間 (月1～週8単位時間程度)
計	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度)		



3 通級による指導とすることが適当な障害の程度

(1) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(3) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(4) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

4 留意事項

(1) 通級による指導を担当する教員は、基本的には、43ページに示されたうちの一つの障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなりますが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性などに応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することも可能です。

(2) 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとられることのないように留意し、総合的な見地から判断する必要があります。

(3) 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチームティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫により、対応することが適切である者も多くみられることに留意する必要があります。

5 その他

この学校教育法施行規則の一部改正により、通級による指導については、情緒障害が自閉症者と選択性かん黙等の情緒障害者に分けられましたが、情緒障害者を対象とする特殊学級については、(現在(平成19年3月)、改正はされていません。)今後、文部科学省はその在り方について検討を進めることとしています。

4 特別支援教育アドバイザー配置事業

1 本事業の趣旨

文部科学省は、「特別支援教育体制推進事業」を通じて、平成19年度を目標としてすべての小・中学校において総合的な支援体制（校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画の策定）を整備することを目指しています。

この特別支援教育の体制整備を円滑に進めるため、本県では、小・中学校に在籍しているLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒の教育や校内支援体制に関する指導助言を行う特別支援教育アドバイザーを配置することとしました。各学校に対する支援のほか、各学校の管理職や教員、教育委員会の指導主事を対象にした研修会も実施し、LD等の幼児児童生徒への支援に関する教員等の資質の向上を図ることを趣旨としています。

2 事業の内容

(1) 特別支援教育アドバイザーの配置

教育事務所(局)を中心とした県下9地域に、LD・ADHD・高機能自閉症等の教育に専門的な知識等を有する者を特別支援教育アドバイザーとして、平成18年9月から配置しました。

(2) 特別支援教育アドバイザーによる巡回訪問の実施

市町村教育委員会や小・中学校等に対する巡回訪問は、教育事務所(局)で事前に訪問先を決定し、各学校の取組を確認したり、指導助言を行ったりする「計画訪問」と、小・中学校等が支援を求めて巡回を依頼する「要請訪問」があります。

(3) 特別支援教育アドバイザー研修会の実施

県教育委員会は、特別支援教育アドバイザーのための研修会を年2回(1回2日間)開催します。研修に講演が計画されている場合は、他の教員等にも参加を呼び掛けることもあります。

(4) 地域研修会の実施

教育事務所(局)において、地域の小・中学校等の校長や教員、市町村の指導主事を対象にした特別支援教育に関する研修会を年1回実施します。なお、地域の実情に応じて、地域ごとに実施する場合があります。

3 その他

(1) 特別支援教育アドバイザーの勤務は、1日5時間、週2日程度となっており、教育事務所によっては週1日の勤務となっているところもあります。

(2) 小・中学校等から要請訪問を希望する場合は、必要な書類を作成し、市町村の教育委員会を通じて、各教育事務所(局)に申請することになります。

ア 特別支援教育アドバイザー巡回訪問申請書

イ 対象幼児児童生徒の実態及び指導に関する資料

5 個別の教育支援計画策定までの手順例

1 保護者への説明
 保護者に対して個別の教育支援計画を作成する目的や協力依頼の文書を送付します。



2 フェイスシートの作成
 教育支援計画を策定する際の基本情報をフェイスシートの項目に沿って収集します。本例の場合、家庭、発育、療育・教育、医療のほか、子どもの実態（日常生活の様子、社会性、コミュニケーションなど）、生活マップ、一週間のスケジュールなどを記入するようになっています。



3 教育支援計画の策定
 フェイスシートに基づき収集した情報等を生活、学習などの項目ごとに整理し、支援内容と支援を行う者を明確にし、関係者に確認してもらいます。

個別の教育支援計画作成について

個別の教育支援計画とは、就学前から就学中、卒業後の生活までを見通して、その子どもにかかわるすべての人たちが連携して、一貫した指導ができるようにということとをねらいとして作られるものです。これまで、子どもたちの指導は、子どもたちの在籍する支援機関に任せられてきました。また、学校であれば、担任の先生が教育方針が多くが委ねられてきました。そうすると、担任の先生が代わると、指導内容が大きく変わる、学校が変わると全く異なることをするというように、継続した指導がなかなか難しくなったのが現状です。また、学校は学校、療育機関は療育機関、病院は病院と、その子どもにかかわる様々な機関がうまく連携できていないところも多々あります。個別の教育支援計画は、これまでのそのような問題点を解決すべく、本人や保護者の願いを十分に受け止め、そこから子ども一人一人の課題を明確にし、その課題を解決していくために長期的な視野にたって目標を立てるとともに、取り組むべきことを明らかにしていきます。そのために、これまでの子どもの生育歴、療育歴、教育歴を整理するとともに、子どもにかかわる人々を把握し、子どもの生活全体を見直すことで、学校というせいぜい世界ではなく、家庭、地域、学校という子どもを取り巻く環境全てが連携して、子どもたち一人一人が、一人一人に応じた豊かな生活を送るための支援を考えていきます。

そこで大事になってくるのが、子ども本人や保護者が自分たちが将来どのような生活を送りたいかという、個々のライフプランです。豊かな生活というのは、決してみんな同じではありません。一人一人考え方が違いますし、家庭によっても変わってきます。（後略）

個別の教育支援計画フェイスシート（記入例）

市立 小学校
(作成日：平成 年 月 日 作成者)

入学年度・担任等		担任	学年
次年度	平成 14年度	1年	4年
学籍名	学籍	2年	5年
		3年	6年

氏名・住所等		性別	生年月日	平成 年 月 日生
フリガナ	やました たろう			
氏名	山下 太郎	男	自宅電話	(099(00))0000
			携帯電話	090-0000-0000
住所	〒000-0000 市 町00-00			
主障害	知的障害	診断名	特になし	
他の障害	難聴	診断機関	なし	
手帳	障害 12. 4. 24 交付	診断日	平成 年 月 日	
保護者氏名	山下 大介	緊急連絡先	090-0000-0000 (父親携帯) 090-0000-0000 (母親携帯)	
家族氏名	同・別	同・別	その他(学校等).....	

個別の教育支援計画

市立 小学校

氏名・性別・学校名等		性別	作成者
氏名			
作成日	平成 年 月 日	修正日	() () () ()

本人・保護者の希望			
希望する将来の生活	日常生活に関すること	教育や仕事に関すること	その他(余暇など)

希望と子どもの状態を照らした上で必要と思われる支援項目・内容・実施者・実施場所		
項目	必要と思われる支援項目・内容	実施者・実施場所
日常生活		
療育・康復		

6 個別の教育支援計画の様式例

個別の教育支援計画

市立 小学校

氏名・性別・学校名等

氏名		性別	男	作成者	
作成日	平成 年 月 日	修正日	(. .) (. .) (. .) (. .)		

本人・保護者の希望

	日常生活に関するごと	教育や仕事に関するごと	その他(余暇など)
希望する将来の生活	身辺自立 危険回避 周囲の人とコミュニケーションを図ることができる。 ルールを守り、理解する。 将来、社会の一員として基本的な日常生活ができるようにする。	自己判断、自己決定ができる。 社会性を高め、自立に向けた教育と働く意欲と力を付ける。 得意な分野で力を発揮できる能力を伸ばす。	一生楽しめたり、心の支えとなったりする趣味をもってほしい。 自己コントロールできるスキルを身に付けてほしい。

希望と子どもの状態を踏まえた上で必要と思われる支援項目・内容・実施者・実施場所

項目	必要と思われる支援項目・内容	実施者・実施場所
日常生活	<ul style="list-style-type: none"> どこの場所でも、自分でトイレに行くことができる。 はしを上手に使うとともに、食事のマナーに気を付けて食べることができる。 目的地に一人で行くことができる。 代金を見て、適当な金額を払うことができる。 	保護者（家庭）
健康 安全 体力	<ul style="list-style-type: none"> 食後に歯みがきを丁寧にする。 周囲の交通に気を付けて歩行することができる。 自分の体をしっかり支えたり、身の回りの物や自分の荷物を落とさずに運んだりすることができる。 	保護者（家庭） 担任（学校）
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> されて嫌なことや悪いことは、気持ちをはっきり言ったり、きっぱりと断ったりすることができる。 相手の話を最後まで落ち着いて聞いたり、相手の気持ちを考えて会話をしたりすることができる。 尋ねたいことを、はっきりと言うことができる。 	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>この様式ではフェイスシートに基づき収集した情報を整理し、本人・保護者の将来に対する希望、各領域ごとの支援項目・内容、支援を行う機関や者などを明記するようになっています。</p> </div>
教科 の 学 習	<ul style="list-style-type: none"> 丁寧な文字を書くことができる。 当該学年における漢字を読むことができる。 自分がしたことやできごと、気持ちや考えを相手に分かるように話すことができる。 文章の内容を大体理解することができる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 整数の計算ができる。（和・差・積・商） 位を理解し、大きな数も正しく読むことができる。 数の構成について理解することができる。 長さや重さについて理解し、日常生活で生かすことができる。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 好きなことを見つけて、余暇を楽しむことができるようにする。 落ち着いて順番を待ったり、作業等に最後まで丁寧に取り組んで仕上げたりできるようにする。 	

生涯支援スケジュール

生育歴・特徴的な事柄・現状・進路等の希望	年齢	支援内容と支援等の機関
<ul style="list-style-type: none"> 生活リズム, 情緒の安定を図る。 集団生活へ入る。 サークルの友達と, キャンプなど楽しい遊びを経験する。 	0	<ul style="list-style-type: none"> 療育センター 病院(OT, ST) 保育園
	1	
	2	
	3	
	4	
<ul style="list-style-type: none"> 学校生活にも慣れ, 苦手なものでも見学したり, 参加したりするようになった。 小学校の在籍中に, コミュニケーションがとれるようになってほしい。そして, たくさんの人たち(子ども同士や先生など)とかかわれるようになり, いろんな関係を判断できるようになってほしい。 生活基盤ができているといい。 	5	<ul style="list-style-type: none"> クラブ (ソーシャルスキルトレーニング)
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
<ul style="list-style-type: none"> 自分の将来や進路を自分で考えて, 努力できるといい。 	16	
	19	
	20	

この様式2では生涯にわたって支援するため, 生涯支援スケジュールとして明記するようにしています。

相談・支援の記録

項目 相談・支援機関等	時期 期間	内容	結果	担当

様式3では, 相談や支援の記録を学校や各機関が記入するようになっています。この見本は関係機関が記入する様式です。

相談・支援機関等: 相談, 治療, 訓練, 生活支援などの機関の活用歴

7 個別の指導計画の様式例

個別の指導計画

市立 小学校

重点目標指導計画

氏名	学年	年	作成日	平成	年	月	日	作成者
長期的重点目標	活動に時間が掛かったり，失敗したりしても，泣いたり怒ったりせずに最後までできちんと取り組むことができる。 電車やバスなどを利用して，一人で目的地まで行くことができる。 自分の言いたいことを相手に正しく伝えたり，相手の気持ちや考えを理解しながら聞いたりして，周囲の人と意思の疎通を図ることができる。							
短期的重点目標	ア 学習活動や作業は，時間が掛かって泣かずに丁寧に仕上げることができる。 イ 電車やバスの利用の仕方が分かり 教師と一緒に目的地に行くことができる。 ウ 自分のしたことや出来事，尋ねたいことを明確に話すことができる。							
各学期の目標	1学期重点目標	2学期重点目標	3学期重点目標					
指導の場	日常生活の指導 生活単元学習 国語	日常生活の指導 生活単元学習 国語 算数	身の回りのことや学習活動に落ち着いて取り組む。 市電の利用の仕方を知り，教師と共に目的地に行くことができる。 尋ねられたことに対して，的確に答えることができる。					
具体的な指導の手立て	書く活動を毎日行い，称賛することで意欲の持続を図り根気を付ける。 交通ルールを確かめるとともに，校外学習を繰り返して定着を図る。 家での様子や学校行事について話す機会を朝の会や授業で設け，順序や内容について教師と確かめる。	間違いの訂正や身の回りの片付けに丁寧に取り組むように言葉掛けし，うまくできたら称賛することを繰り返す。 市電の乗り方について模擬練習し，教師と共に校外学習を行い定着を図る。 意欲的に取り組んだ活動や書きたいことを日記に書き，内容を教師と確かめる。	衣服や学習道具の整理をきちんとするように言葉掛けし，うまくできたら称賛することを繰り返す。 市電の乗り方について模擬練習し，教師と共に校外学習を行い定着を図る。 話を最後まできちんと聞いたり読んだりして，質問に答える練習を続ける。					
評価	<目標の到達度> ア 丁寧に書き，やり直しも落ち着いて取り組みだした。 イ ルールは理解しているが，急いで先に行こうとする。 ウ 順序や内容について正しく話すことができた。 <手立ての有効性> ア よい点や直す点を示しての称賛や励ましが有効だった。 イ 具体的な場面を見せての指導は効果的だったが，慌てないようにすることが必要だった。 ウ 教師と確かめることで，間違いに気付いた。	<目標の到達度> ア やり直すときも泣かなくなり，作業が友達より遅れても落ち着いて活動できるようになってきた。 イ 指導できなかった。 ウ したことや出来事は，分かるように話すことができた。 <手立ての有効性> ア 活動の前や途中で励ましたり褒めたりすることで，我慢してできるようになった。 ウ 印象に残っている活動を基にしたので，大体の内容を書くことができた。	<目標の到達度>					
次学期課題	丁寧な作業 目的地まで落ち着いて行くことと電車の利用 したことの文章表現	落ち着いた行動 市電の利用の仕方の理解と実践 聞かれたことに対して，的確に答える表現力の育成						

この様式では，学期ごとの目標を設定し，その目標と特に関連がある教科・領域において取り組む内容を記述しています。
特別な支援を必要とする教科が特定される児童生徒については，単元や題材ごとに配慮する内容を明記する方法もあります。

8 特別支援教育体制整備に関する学校評価

文部科学省が平成18年3月にまとめた「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」において特別支援教育に関する評価の項目、指標の例が示されました。各学校においては、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導及び必要な支援がなされたかどうかを評価する必要があります。各学校では、以下の指標に沿った観点例を参考に、学校の事情に応じて項目を取捨選択したり、独自に項目を追加したりして評価してください。

1 特別支援教育体制の整備状況

- (1) 校内研修会等を通じて教職員の意識改革等に取り組んでいるか。
 - ・ 県教育委員会、総合教育センターなどの刊行物の周知、研修会等への参加
- (2) 校内委員会が校務分掌に位置付けられ、組織的な支援体制が整備されているか。
 - ・ 気になる児童生徒に対する教員の情報連携及び行動連携
- (3) 特別支援教育コーディネーターの活用が図られているか。
 - ・ コーディネーターによる学校内外との連絡・調整や連携の推進
 - ・ 担任、コーディネーターが連携した教育相談の実施
- (4) 児童生徒の実態把握は適切に実施されているか。
 - ・ チェックリスト等による障害の見立てや児童生徒自身が感じている困難への気付き
 - ・ WISC- 等の実施及びその分析
- (5) 児童生徒の実態に応じた個別的な配慮指導は推進されているか。
 - ・ 指導及び支援の階層化は図られているか。
(通常の学級での配慮指導 TTや少人数指導の活用 個別的な対応)
- (6) 特別支援教育に関して保護者への理解・啓発は推進されているか。

2 交流及び共同学習の実施状況

- (1) 特殊学級と交流学級の交流及び共同学習は適切に推進されているか。
 - ・ 校内委員会における個別の指導計画の検討と共通理解
 - ・ 交流及び共同学習の進め方や現状についての保護者への説明
- (2) 特殊学級在籍児童生徒等が、差別やいじめの対象となっていないか。
 - ・ 学級のすべての児童生徒を大切にす学級経営の推進

3 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用状況

- (1) 担任以外の教員や養護学校等の巡回相談員等は関与しているか。
- (2) 指導目標、方針及び実施後の評価等が保護者に説明されているか。

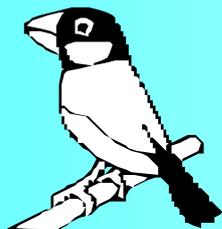
4 医療、福祉などの関係機関との連携状況

- (1) 養護学校等の巡回相談が校内支援に当たって活用されているか。
- (2) 児童生徒の支援に当たっている関係機関との連携が図られているか。
- (3) 就学前の幼稚園・保育所や通園事業施設などからの引継、進路先への情報提供は行われているか。

9 保護者向け広報資料の例

～特別支援教育だより～	みんな いろいろ 支援もいろいろ みんな ちがって みんな いい みんな 「特別」 オンリーワン	市立 小学校 - - 平成 年 11 月 6 日	2
-------------	--	--------------------------------	---

十人十色



ぼくは ぼく

からす えいぞう

ときどき ぼくは ほんの すこし
いろいろのはねが ほしいなと おもったりする。

ほんのすこし いいこえで うたえたらなと
おもったりもする。

でも これが ぼくだと とんでいく。

「みんな ちがって みんな いい。」 この世に一人として同じ人はいません、みんな、この世に一人しかいない「特別」な存在です。あなたも「特別」なら、あなたのお子さんも「特別」…。前号ではそんなお話をさせていただきました。

今回は、みんな違うがゆえに「特別」な子どもたちに、小ではどんな支援をしているのかお話ししたいと思います。子どもたちの「個」を大切に作る取組の紹介です。

- 1 テーム・ティーチング（TT 指導：1 学級を 2 人の教師で指導します）

小学校では、1 学級 40 名近くの子どもたちが、担任から一斉に授業を受けるのが一般的です。

しかし子どもたちの「個」に応じた学習を支援するために、1 学級を 2 人の教師（担任と少人数指導担当者、あるいは担任と特別支援担当者）で指導することもあります。

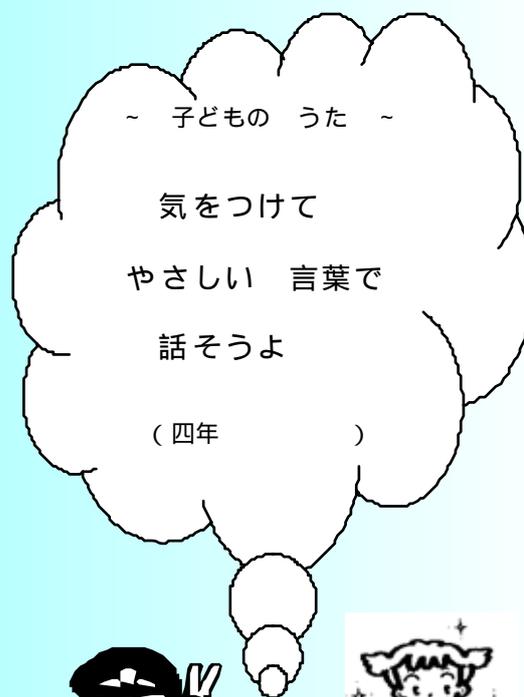
- 2 少人数指導（1 学級を 2 グループに分けて、2 人の教師で指導します）

現在、3 年生と 4 年生の算数でこの学習形態がとられています。担任と少人数指導担当者が單元ごとにグループを交代し、2 人の教師がどの子どもにもかかわれるようにしています。

- 3 グループ（小集団）指導（「 」 「 」 「 」 学級での指導です）

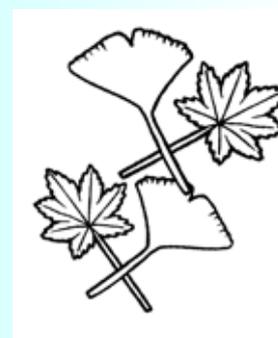
一斉授業よりもグループ指導の方が、もてる力を発揮し、達成感を味わえる子どももいます。

そんな子どもたちの学ぶスピードや発達段階を大切にしながら「 」学級等での学びを支援しています。



4 個別指導 その1 (昼休みや放課後の個別指導です)

学習の内容や子どもにより、一斉授業では理解するのが難しいときなど、担任が昼休みや放課後に個別指導を行っています。特別支援担当者が教室で担任の先生のお手伝いをすることもあります。



5 個別指導 その2 (「 ルーム」での個別指導です)

今年度から開設しました。漢字やかげざん九九の覚え方もいろいろあります。くり返しやるだけではうまくいかない子もいるようです。そういう子どもたちには、その子に合った学習の方法を見つけ、じっくりと個別指導するようにしています。

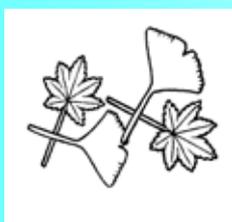
また、友達との関係や行動面で悩んでいる子どもへの支援などを行っています。

指導の回数は週1回から必要に応じてそれぞれ。指導の期間も子どもによりいろいろです。

6 教材支援 (プリント等の学習教材の提供です)

「 ルーム」からの宿題プリントです。必要に応じて家庭や学級で取り組むプリントの提供を行っています。そのお子さん応じたものを出しています。

教材は、「できた!」という達成感が味わえ、やる気の出るもの・そんな視点で選んでいます。



「へえ～、こんな支援もあったんだ。」「うちの子の受けている支援はこれだね。」「こっちの支援もあったらいいな。」等々、小の特別支援について、保護者の皆様もいろいろな感想をお持ちになったのではないのでしょうか。

子どももいろいろ、支援もいろいろ・・・特別支援教育は、特別な誰かのためのものではなく「すべての子ども」のためのものです。人はひとりでは生きていけないのと同じで、子どもたちも人とかがかり合い、何らかの支援を受けながら成長していきます。支援は、形が違っただけで「すべての子ども」が必要としているものだと言えるでしょう。

小では、このような考えに立ち「全ての子ども」の支援をしていきたいと考えています。

お子さんの様子や学習で気になることがあったら、どうぞお気軽に声をかけてください。

三人寄れば文殊の知恵,ではありませんが,58人寄れば文殊の知恵。 小の全職員で,みんな違う,みんな「特別」を合言葉に「すべての子ども」の特別支援教育を考えていきたいと思っています。

10 ライフステージに応じた関係機関

ライフステージ	関係機関の例	主な関係機関の概要	
就学前	乳児期	<p>児童総合相談センター 児童問題に関する総合的な相談指導並びに障害児の早期発見、早期療育のため障害児に対する判定判断や訓練などを行う機関です。 (発達障害者支援センター)</p> <p>発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行い、就学前の発達支援から就労支援まで行う機関です。</p>	
			幼児期
	小学校		
			中学校
高等学校	<p>知的障害児通園施設 知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設です。</p>		
		卒業後	
就学中			小学校
		中学校	
	高等学校		<p>障害者就業・生活支援センター 関係機関と連携しながら、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。</p>
		卒業後	
就学前	乳児期		
		幼児期	
就学中	小学校		
		高等学校	
卒業後	就学前		
		就学中	

1 1 関係機関一覧（平成19年4月現在）

1 福祉関係

児童総合相談センター（発達障害者支援センター）		
鹿児島県児童総合相談センター	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
鹿児島県発達障害者支援センター	（児童総合相談センター内）	099-264-3720
相 談 所		
鹿児島県大隅児童相談所	鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-7011
鹿児島県大島児童相談所	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
鹿児島県身体障害者更生相談所	鹿児島市小野1-1-1	099-229-2324
鹿児島知的障害者更生相談所	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
大島知的障害者更生相談所	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
児童デイサービス事業施設		
わかば園	鹿児島市紫原4-37-5	099-257-1083
鹿児島子ども療育センター	鹿児島市吉野町4484-2	099-244-4644
あゆみ	鹿児島市星ヶ峯2-1-1	099-264-8764
なかよし園	鹿児島市真砂本町51-10	099-284-1490
障害児「イサビ」センター おひさま	鹿児島市緑ヶ丘町6-6	099-244-1539
子ども発達支援センター もえ	鹿児島市東谷山2-22-33	099-821-6188
ニーニョスクラブ（ ）	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1730	099-263-3588
指宿市子ども発達支援センター さつき園	指宿市開闢十町2764	0993-32-3800
H A S 発達支援センター	南さつま市金峰町尾下383-1	0993-77-2730
心身障害児通園事業療育センター あおぞら	川辺町田部田4862-3	0993-56-1712
生福療育園	いちき串木野市上名8671	0996-32-3359
子どもの家療育クラブ	日置市伊集院町妙円寺1-64-3	099-273-5192
薩摩川内市子ども発達支援センター つくし園	薩摩川内市永利町4107-2	0996-20-1288
阿久根市子ども発達支援センター こじか	阿久根市赤瀬川3948-7	0996-72-1246
児童「イサビ」ス ひだまり	出水市向江町11-27	0996-63-8047
大口市子ども発達支援センター通園事業 たんぽぽ	大口市鳥巢421-1	0995-22-2015
霧島市国分ひまわり園	霧島市国分中央3-33-10	0995-45-8908
虹の家療育センター	始良町東餅田2601-1	0995-66-1310
横川町療育センター ぼっぼくらぶ	霧島市横川町上ノ15226-1	0995-73-2282
湧水町子ども発達支援センター みのり	湧水町木場1396	0995-74-5177
発達支援センター ひまわりクラブ	曾於市末吉町岩崎425	0986-76-8030
にこにこはうす	志布志市志布志町帖6571-9	0994-72-0644
児童「イサビ」事業 おひさまキッズ	鹿屋市海道町156	0994-46-4296
こども発達支援センター めぶき園	肝付町後田5501	0994-65-8888
児童デイサービス縄文	屋久町原8	090-2718-2258
のぞみ園	奄美市名瀬佐大熊町11-3	0997-53-1718
てくてく教室	喜界町湾1800	0997-65-1419
発達支援センター あおぞら園	徳之島町母間10950	0997-84-1610
子ども療育センター のびのび	和泊町和泊884-3	0997-92-1325
与論町療育センター ほのぼの	与論町茶花1436	0997-97-2737

知的障害児通園施設		
ひこばえ学園	鹿児島市犬迫町 5 9 7 5	099-238-0205
薩摩川内市子ども発達支援センター つくし園	薩摩川内市永利町 4 1 0 7 - 2	0996-20-1288
児童心理療育施設（情緒障害児短期治療施設）		
鹿児島自然学園	鹿児島市郡山岳町 2 2 0 8	099-245-6630
心身障害児（者）療育等支援事業施設		
総合支援センター やまびこ医療福祉センター	鹿児島市皆与志町 1 7 7 9	099-238-2755
生活支援センター なんさつ	穎娃町別府 4 7 1 0 - 6	0993-38-0454
生活支援センター 集（つどい）	出水市麓町 3 0 - 6 8	0996-62-7399
生活支援センター ふれあい	大口市宮人 4 6 3 - 3 0	0995-23-0115
生活支援センター よろこび	加治木町日木山 2 4 5 5 - 1	0995-63-9955
生活支援センター たたえ	始良町東餅田 2 4 4 4 - 5	0995-68-0283
生活支援センター こだま	鹿屋市向江町 2 9 - 2 鹿屋市社会福祉会館	0994-35-4802
チャレンジドサポート奄美	奄美市名瀬小浜町 2 4 - 8	0997-53-1651
精神保健福祉センター		
鹿児島県精神保健福祉センター	鹿児島市郡元 3 - 3 - 5	099-255-0617

2 教育関係

県教育委員会			
義務教育課特別支援教育係	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-286-5296	
県総合教育センター			
特別支援教育研修課	鹿児島市宮之浦町 8 6 2	099-294-2820	
特別支援学校（盲・聾・養護学校）			
視覚障害	鹿児島盲学校	鹿児島市下伊敷 1 - 5 2 - 2 7	099-220-0441
聴覚障害	鹿児島聾学校	鹿児島市草牟田 2 - 5 3 - 5 4	099-226-1815
知的障害	武岡台養護学校	鹿児島市小野町 2 7 6 0	099-282-0440
知的障害	南薩養護学校	南さつま市金峰町尾下 3 2 6	0993-77-0100
	串木野養護学校	いちき串木野市下名 1 0 4 1	0996-32-4105
	出水養護学校	出水市文化町 9 6 6	0996-63-3400
	牧之原養護学校	霧島市福山町福山 6 1 4 0 - 1	0995-56-2665
肢体不自由	鹿屋養護学校	鹿屋市大浦町 1 4 0 0 0	0994-44-5109
	中種子養護学校	熊毛郡中種子町野間 6 5 8 4 - 4	0997-27-2818
	大島養護学校	大島郡龍郷町芦徳 1 9 1 2 - 1	0997-62-3050
肢体不自由	鹿児島養護学校	鹿児島市吉野町 2 3 0 0	099-243-0114
	桜丘養護学校	鹿児島市桜ヶ丘 6 - 1 2	099-265-6642
	皆与志養護学校	鹿児島市皆与志町 1 7 8 2 - 1	099-238-5078
肢・病	加治木養護学校	始良郡加治木町木田 1 7 8 4	0995-63-5729
知・肢・病	指宿養護学校	指宿市十二町 4 1 9 3 - 2	0993-23-3211
知的障害	鹿児島大学教育学部附属養護学校	鹿児島市下伊敷 1 - 1 0 - 1	099-224-6257

3 就労関係

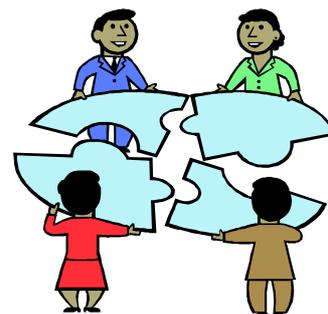
地域障害者職業センター		
鹿児島県障害者職業センター	鹿児島市鴨池 2 - 3 0 - 1 0	099-257-9240
就業支援センター		
かごしま就業・生活支援センター	日置市伊集院町妙円寺 1 - 1 - 1	099-272-5756
都道府県雇用支援協会		
鹿児島県雇用支援協会	鹿児島市山之口町 1 - 1 0	099-219-2002
公共職業安定所（ハローワーク）		
鹿児島公共職業安定所	鹿児島市下荒田 1 - 4 3 - 2 8	099-250-6060
川内公共職業安定所	薩摩川内市若葉町 4 - 2 4	0996-22-8609
鹿屋公共職業安定所	鹿屋市西原 4 - 5 - 1	0994-42-4135
国分公共職業安定所	霧島市国分中央 1 - 4 - 3 5	0995-45-5311
加世田公共職業安定所	南さつま市加世田武田 1 7 8 3 5 - 2	0993-53-5111
伊集院公共職業安定所	日置市伊集院町大田 8 2 5 - 3	099-273-3161
大口公共職業安定所（出張所）	大口市里 7 6 8 - 1	0995-22-8609
大隅公共職業安定所	曾於市大隅町岩川 5 5 7 5 - 1	0994-82-1265
出水公共職業安定所	出水市緑町 3 7 - 5	0996-62-0685
熊毛公共職業安定所（出張所）	西之表市西之表 1 6 3 1 4 - 6	0997-22-1318
名瀬公共職業安定所	奄美市名瀬長浜町 1 - 1	0997-52-4611
徳之島公共職業安定所（分室）	大島郡徳之島町亀津 5 5 3 - 1	0997-82-1438
指宿公共職業安定所	指宿市東方 9 4 8 9 - 1 1	0993-22-4135
宮之城公共職業安定所（出張所）	薩摩郡さつま町宮之城屋地 2035 - 3	0996-53-0153

4 医療関係

鹿児島大学病院		
精神科神経科	鹿児島市桜ヶ丘 8 丁目 3 5 - 1	099-275-5776
小児科	鹿児島市桜ヶ丘 8 丁目 3 5 - 1	099-275-5787

5 その他

親の会		
日本自閉症協会鹿児島県支部	鹿児島市郡元 1 丁目 1 4 - 8 - 2 0 1	099-255-1108
鹿児島LD・周辺児の支援を考える会	始良郡始良町平松 3 6 5 4 - 1	なし
鹿児島県手をつなぐ育成会	鹿児島市小野 1 - 1 - 1 (ハートビ ^o アかごしま内)	099-220-7062



用語の説明

1	ノーマライゼーション 障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念のこと。
2	特別支援教育 これまでの特殊教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等も含めて障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
3	LD（学習障害） 基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。 その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。
4	ADHD（注意欠陥多動性障害） 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。 また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。
5	高機能自閉症 3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。 また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。
6	発達障害 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語、協調運動、心理的発達、行動や情緒の障害とされている。
7	校内委員会 学校内に置かれたLD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。
8	特別支援教育コーディネーター 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。
9	個別の指導計画 児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう各学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画。

10 個別の教育支援計画

障害のある児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関とも連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人一人について作成した支援計画。

11 巡回相談

LD、ADHD、高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する者が小・中学校を巡回し、教員に対して、LD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行うこと。

12 専門家チーム

小・中学校に対してLD、ADHD、高機能自閉症等か否かの判断、望ましい教育的対応についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師などの専門的知識を有する者から構成する組織。

13 WISC - に関する用語

- (1) FIQ：全検査知能指数のことで、全般的な知能水準の解釈に用いる。平均は100である。
- (2) VIQ：言語性IQのことで、主に言語性の能力や聴覚からの信号を処理し、音声で回答する場合の処理能力を測定した指数である。
- (3) PIQ：動作性IQのことで、動作性の能力や視覚からの信号を処理し、運動における処理能力を測定した指数である。
- (4) 群指数

群指数	測定される主な能力
言語理解（VC）	言語意味理解，言語的知識，言語的推理，言語表現
知覚統合（PO）	視覚的刺激の統合，非言語的思考，非言語的推理，同時処理
注意記憶（FD）	注意の範囲，聴覚的な短期記憶，聴覚的な系列化，継次処理 聴覚的情報の記号化
処理速度（PS）	反応の速さ，視覚的短期記憶，視覚的情報の記号化

14 ソーシャルスキルトレーニング（SST）

人と人とのつきあい方を学び、不足している知識を充足し、不適切な行動(非言語的な行動も含めて)を改善し、より社会的に望ましい行動を新たに獲得していく方法で、集団参加やコミュニケーションなどに関する領域を習得する。

15 コンサルテーション

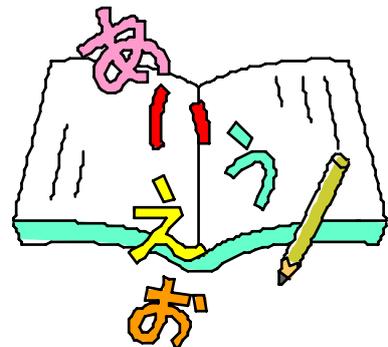
学校や職場、地域などで、困難な問題に直面している相談者に、その問題や課題を評価・整理し、解決に向けて相談者の力量を引き出す形の支援を行う相談のことである。

【引用・参考文献】

- 軽度発達障害の心理アセスメント：上野一彦他：日本文化科学社 平成17年1月
みつめよう一人ひとりを支えようみんなで！：鹿児島県教育委員会 平成18年3月
小・中学校等における校内支援体制の確立をめざして：鹿児島県教育委員会 平成18年3月
保健・福祉施設一覧：鹿児島県社会福祉協議会 平成18年4月
個別の指導計画に基づく授業の在り方に関する研究：鹿児島県総合教育センター 平成17年3月
特別支援教育推進のためのガイドブック 鹿児島県総合教育センター特別支援教育研修課 平成17年3月
特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）：中央教育審議会 平成17年12月
今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）：特別支援教育に関する調査研究協力者会議 平成15年3月
個別の教育支援計画モデル：北海道教育委員会 平成17年4月
小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への
教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）：文部科学省 平成16年1月

執 筆 協 力

鹿児島市教育委員会	南さつま市教育委員会	日置市教育委員会
薩摩川内市教育委員会	霧島市教育委員会	曾於市教育委員会
西之表市教育委員会	鹿児島県総合教育センター特別支援教育研修課	



特別支援教育の手引 2

一人一人に応じた支援をめざして

発 行 平成19年3月

発行者 鹿児島県教育庁義務教育課

TEL:099-286-2111 (内線5296)

FAX:099-286-5669

E-mail:tokubetusien@pref.kagoshima.lg.jp